

議案第72号

松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部改正について

松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成25年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成25年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法人格を有する」を削る。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。